

## 滝川市住宅新築・改修促進事業に関するQ &amp; A（随時更新）

**（対象者要件）**

Q 1 滝川市へ転入予定で、工事完了または購入後に居住する場合、対象となりますか。

A 1 対象となります。

※完了報告の際に、居住していることのわかる資料の提出が必要となります。

Q 2 住宅を区分所有する（している）場合、申請できるのは1名だけですか。

A 2 【新築】新築住宅については1物件1申請です。

【改修】所有部分を明確に区分できる場合は、それぞれで申請が可能です。また、明確に区分できない場合は、所有者どちらか1名の申請となります。

Q 3 親が所有する空き家を改修して、息子又は娘が居住予定ですが、補助対象となりますか。

A 3 申請時点で建物の所有権移転登記手続きが完了（居住予定者が所有）しているときのみ補助対象となります。

Q 4 所有者が現在単身赴任しており居住していない場合、補助対象となりますか。

A 4 同一生計としている配偶者等が居住している場合、単身赴任は一時的なものとして取り扱います。この場合、所有者との関係がわかる戸籍謄本及び配偶者等の住民票を提出してください。

Q 5 夫又は妻が所有権を有している住宅で、所有権を有している方が既に亡くなっており、かつ、所有権移転登記を行っていない場合、その夫又は妻が居住している住宅は、補助対象となりますか。

A 5 申請時点で建物の相続（所有権移転）登記など実態上の所有者であることを確認できない場合は、対象外となります。

**（住宅要件）**

Q 6 長屋や共同住宅、分譲マンションは補助対象になりますか。

A 6 【新築】長屋住宅は、二親等以内の親族が居住する場合は対象とします。共用スペースがある共同住宅や分譲マンションは、対象外とします。

【改修】所有かつ居住する住戸専用（専有）部分のみ対象です。共用部分や賃貸部分は補助対象外となります。

Q 7 寮や社宅、賃貸住宅は補助対象になりますか。

A 7 対象とはなりません。本人の所有かつ居住が条件となっているためです。

Q 8 店舗併用住宅は補助対象になりますか。

A 8 【新築】居住部分が全体の過半（1/2以上）かつ70㎡以上である建物で店舗部分も所有している

ものについては、居住部分のみ補助の対象になります。

【改修】居住部分及び店舗部分の両方を所有かつ使用している併用住宅のうち居住部分に限り対象です。

**Q 9 空き家を購入し改修する予定だが、建物の登記がまだ終わっていない場合、補助対象となりますか。**

A 9 申請時点で建物の相続（所有権移転）登記など実態上の所有者であることを確認できない場合は、対象外となります。

**Q10 【改修】どのような物件も補助対象となるのでしょうか。**

A10 対象となる住宅は、

- ①昭和 56 年 6 月 1 日以降に確認が行われた住宅（いわゆる新耐震）、
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認が行われたが、耐震診断により耐震改修不要と診断された住宅、
- ③旧耐震だが、今回、耐震改修を実施する住宅です。

**Q11 対象住宅のエリア設定はありますか。**

A11 新築住宅は都市計画区域内を対象としています。

また、立地適正化計画で定める「居住誘導区域」に建設する場合は、50 万円を上乗せします。  
改修工事を行う住宅のエリアは限定しません。

**Q12 建設業者による改修後に、中古住宅として販売する住宅を購入する場合対象となりますか。**

A12 中古住宅の購入は対象となりません。ただし、中古住宅を購入し、所有権を有した物件を改修する場合は対象となります。

#### （建設業者要件）

**Q13 市内建設業者の定義はなんですか。**

A13 市内に本社又は本店を有する法人または市内の個人であって、建設業の許可を有している者としています。

#### （申請・交付手続き）

**Q14 新築住宅の建設と建売住宅の購入、既存住宅の改修では、流れは違うのでしょうか？**

A14 【新築住宅の建設・既存住宅の改修】工事着手前に申請書を提出します。

【建売住宅の購入】市内業者が工事を施工し、完成後又は建設中に、購入に係る売買契約を締結後 30 日以内に申請書を提出することとなります。

**Q15 建設中の建売住宅を購入したいのですが、対象となるのでしょうか。**

A15 建設途中であっても、売買契約締結後であれば申請することができます。

**Q16 申請受付はどこで行うのでしょうか。**

A16 一般社団法人中空知地域職業訓練センター協会（スキルアップセンター空知）が窓口となります。  
（滝川市流通団地3丁目6番23号（Tel:0125-24-1880））

**Q17 工事内容の審査（受付・完了時）は、どのように実施するのでしょうか。**

A17 【新築】受付：建物の該当要件の確認、建築基準法を含めた必要書類の審査  
完了：建築基準法を含めた必要書類の審査（受付時との相違等確認）  
【改修】受付：改修内容の適格性の確認、必要書類の審査  
完了：完成状況の確認、必要書類の審査（受付時との相違等確認）

**Q18 工事の途中で追加工事が発生し工事費が増額する場合、補助金額を増額することはできますか。**

A18 当初申請以降の補助金額の増額は認められません。しかし、工事内容の変更による減額又は中止の場合は、変更申請が必要となります。

**Q19 現地確認を行うのでしょうか。**

A19 【新築】実施しません。  
【改修】実施します。

**Q20 石綿障害予防規則の改正により、アスベストの検体調査が義務付けとなったが、この検査費用は補助対象となるか？**

A20 契約後に調査する場合にあっては対象となります。契約後、調査結果に基づき、変更契約を締結し補助申請を提出していただくのが望ましいです。

注意事項 ①契約前に検体を検査した場合にあっては、補助対象外となります。  
②むやみに含有しているとみなす積算は、控える様にしてください。  
③申請後、検体を検査し含有が判明しても増額変更はできません。

申請等の対応

- ①検体検査を積算に含んでいる場合、アスベスト含有かそうでないかにかかわらず、完成時に写真と一緒に調査結果の写しを提出してください（撤去方法と検査結果について、適正か確認することがあります。）。
- ②補助申請時に添付する内訳の諸経費に項目が分かる様に別途積み上げし、検査先を記載してください。 ※単価確認のため

**Q21 令和3～5年度、この補助事業を活用したのですが、再度補助を受けられるのですか。**

A21 改修については、令和3～5年度活用した場合でも再度補助を受けることができます。

**Q22 国の他の補助事業と重複は可能ですか。**

A22 国の交付金等と重複して補助を受けることは可能ですが、国や北海道等が他の補助金との併用を認めていない可能性がありますので、ご確認のうえ申請いただくようお願いいたします。

**Q23 申請書（別記第1号様式、第1号様式の2）中の同意欄について、未成年者が印鑑を所有していない場合はどうしたら良いでしょうか。**

A23 申請者の印鑑を押印することにより、同意されたものとして認めます。

**Q24 改修工事の目的または改修場所が同じである場合とはどのような場合でしょうか。**

A24 例えば、リビングの窓サッシを2カ所取り替える工事を実施する場合、改修工事の目的または改修場所が同じであるため、それぞれの施工箇所に分けて2件の工事としてカウントはせず、同一の工事として、1工事とみなします。

ケース別で以下に例をいくつか記載いたしますので参考にしてください。

例1) 外壁の塗装と屋根の塗装	→ 2工事（最大10万円）
例2) ユニットバスとキッチンの取替	→ 2工事（最大10万円）
例3) 子ども部屋の壁紙と床フローリング取替	→ 2工事（最大10万円）
例4) リビングと寝室それぞれにエアコンを設置	→ 2工事（最大10万円）
例5) システムキッチンとカップボード取替	→ 2工事（最大10万円）
例6) 外壁シーリング取替と外壁塗装工事	→ 2工事（最大10万円）
例7) 外壁北側と外壁南側をそれぞれ塗装	→ 1工事（最大5万円）
例8) 寝室の壁紙2面張替及び残りの2面を塗装	→ 1工事（最大5万円）

なお、足場工事等の仮設工事については、外壁や屋根の塗装工事等を施工する上で必要な工事であるため、補助対象金額の内訳に含めても問題ありませんが、仮設工事自体を1件の工事として補助対象とすることはできません。